

【受領証の提示を受けた皆様へ】

文京区では、人権と多様性を尊重する社会を実現するため、性自認及び性的指向に関する施策の一つとして、文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を制定し、互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行うことを約した二人がパートナーシップ宣誓をした場合に、この受領証を交付しています。

このパートナーシップ宣誓によって何らかの法律上の効果(婚姻、相続、税法上の控除など)が生じるものではありませんが、受領証の提示を受けた皆様には、上記の趣旨をご理解いただき、業務の遂行に当たっては、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。

また、受領証を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。

文京区パートナーシップ宣誓書受領証

【宣誓日】令和 年 月 日 【交付番号】第 号

本人

パートナー

氏名

氏名

(年 月 日生) (年 月 日生)

文京区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により、上記両名からパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

令和 年 月 日 文京区長 成澤 廣修

【受領証の交付を受けたお二人へ】

- 1 受領証は、要綱の趣旨に沿って、使用してください。
- 2 文京区パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更がある場合は、文京区パートナーシップ宣誓書記載事項変更届に、その事実を証する書類を添えて提出してください。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、文京区パートナーシップ宣誓書受領証返還届に、受領証を添えて提出してください。
 - (1) 一方又は双方が文京区の区域外に転出したとき。
 - (2) 一方が死亡したとき。
 - (3) パートナーシップが解消されたとき。
 - (4) その他要件に該当しなくなったとき。

【戸籍上の氏名(通称を使用している場合)】

本人

パートナー

【緊急連絡先】(記入は自由です。)

本人

パートナー

【特記事項】

【交付】文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当
電話:03-5803-1187